

北宋時代の布帛と財政問題

——和預買を中心にして——

梅原郁

【要約】 宋代以後の政治的な中央集権体制は、商業的にも全国的な統一市場の成立と、広汎な商人の活動を現出させた。本稿では、宋代の商業の特性とその中国史上にせしめる意義を明らかにしてゆく基礎作業として、当時最も主要な商品であった布帛類を、主として国家財政と関連してとりあげてみた。北宋時代絹をはじめとして、毎歳国家に納入される布帛類は莫大な量にのぼっていた。ここではまずそれらの種類・生産課程・用途を分析して、それが国家財政に占める位置を明らかにし、次にこの時代に特長的な徴収機構を（『和買』）を調べることによって、それと結びついた商人の活動にまで言及する。

十世紀を境にして中国社会が大きく変転することはほほ通説となつてゐる。九百六十年にはじまる新しい宋王朝時代の文献を読んでいると、唐まではみられなかつたような、全国的な商業の発展、貨幣経済の浸透、都市の繁栄といった現象がきわだつて印象に残る。それらは時として、千年を隔てた現在と変らぬ錯覚をさえ与える。こうした印象を事実引戻し、その実体を綿密に検討・解明してゆくことは、問題の多い宋以後の中国の性格を位置づける重要な基

礎作業の一つであろう。こうした観点から、私は宋代の商業問題をいろいろな角度から考えて行きたいが、本稿では、当時の主要な商品であつた織物（布帛）^①を、国家財政と関連させ、また時代を北宋に限つてとりあげる。布帛、特に絹は唐までは貨幣としても取扱われていた。宋に入るとこれに変化が生ずるが、国家財政上しめる比重は依然、極めて大きかつた。宋代の布帛に関する専考は意外に少ないので、まず故加藤繁博士が、金・銀でなされた手続きにならつて、

北宋時代の布帛の概略を説明し、その上にたつて、種々の問題に入つてゆくことにする。従つて第一章は単に和預買・紬絹のみでなく、次稿に予定する折帛錢、兩稅布帛などの論文の序章ともなっている。なお本稿は加藤繁・宮崎市定・曾我部諍雄・日野開三郎・周藤吉之氏ら諸先学の論考に負うところが大きい。また織物の種類や名称・織技の実際については、川島織物研究所・佐々木信三郎氏の御教示を得た。はじめに記して謝意を表しておく。

第一章 北宋時代の布帛の概観

本章は北宋時代の布帛の概観と、若干の問題提起を意図する。宋代の布帛については、宋史食貨志・布帛、宋会要輯稿食貨六十四、文獻通考・市糴考などに、ある程度まとまつた記載があり、研究史の上でも、古くは加藤氏が、最近では日野・周藤の諸氏がそれぞれ部分的に考究を加えられ、特に先年出版された宋史食貨志訳注(一)の布帛の項では周藤氏が詳細な脚注を添えられている。それらは、各々重要な指摘を含むが、必ずしも、この時代の布帛の生産・流通及び経済的意義などについて、体系的・全構造的に我々

の知識を満足させてくれるものではない。ここで私は先学の研究と重複し、また食貨志の注解に墮することを恐れず、北宋時代の布帛の経済的意義に視点をすえて一通りの概観を行なつておきたい。なお引用史料中、長編は李燾、続資治通鑑長編の、会要は徐松輯、宋会要輯稿のそれぞれ省略である。

第一節 布帛の種類と生産情況

宋代の布帛は便宜的に、(一) 錦・綾・羅など宮中・上流社会の需要に応ずる奢侈的高級品、(二) 絹・紬といった、広範な用途に使われ、また生産量も多い絹織物、(三) 布(大麻・苧麻等植物性纖維から織造)・絶など一般人民、特に農民の着用するものに大別される。以下この区分により、それぞれの産地・生産構造など、問題点に従つてあらましを描くことにしたい。^④

錦・綺・欵正・鹿胎・透背・綾・羅などの高級絹織物は、熟練と設備あるいは地理的条件を必要とし、その生産地は限定される。大別して、それは四川(特に成都・梓州)・國都開封府・その他の特殊生産地(例えば真定府・鎮江府・婺州など)にわけられる。

第I表 (単位は、銭・兩のみ兩、それ以外は匁)

種類	錦綺鹿胎透背				羅				綾				絹			
	総入	税	上供	%	総入	税	上供	%	総入	税	上供	%	総入	税	上供	%
師界	2,799			314				1,341				7,578				
東東	250		250	4			447	4,032	11,400	52			46,372	282,840	21,577	398,849
京東				7			5,468	7,315	10,600	73			282,840	207,589	296,812	398,849
河東				4			22,321			33			679,470		12,000	296,812
北東	1,246			18			35						323,899		7,000	12,000
西東							25						113,940		298,259	21,791
北西							3						137,396		18,500	21,765
南南							60						66			
軍軍							14						3,717			
鳳東	1			1			7						71,051	40,646	121,768	57
東東				22			4,106	2,871	6,417	69			71,051	39,038	84,191	64
淮西			1	12			1,369		2,029				60,537	673,009	1,058,052	40
淮東	10			65,731			1,004						1,667,285	383,659	405,834	63
河東				12,409			4			3			606,334	105,538	320,787	24
江南				1			4						428,010	131,137	84,733	41
荆南				42			5						312,923	45		
湖都				1			7						7,903	63,760	7,369	19
南府			759	1,524			16,793		6,126				337,357	381,353	213,396	56
成州	1,094			418			20,600		8,330				381,353	111,650	13,672	56
梓州	804						1,289						190,923	19,440	15	59
利州							88	83					28,935	28,545		66
夔州							43						28,901			
福建				28			12						594			
廣南	2			1			379		3				570			
東東	1			1									168			

路分	種類	紬			綿			布			絲			
		入	税	上供	入	税	上供	入	税	上供	入	税	上供	
京師	師界	390	3,851		1,746			28			464,874	170,633		98
京東	東東	102,802	33,253	100		16	9	49,837	70,696	25	173,179	35,099	119,112	91
京東	東西	87,870	21,574	32	198		242		7,830		229,354	469,332	2,000	91
京北	北東	89,059		24	80		128,908			25	515,677	618,804		54
河西北	西北	50,627			12		124,127			77	1,134,653	955,008		71
河西北	西南	40,866	3,530		160	42	441	60,961			637,366	508,415		79
京西	西南	17,108	2,514	375	23		78,680	800			151,375	62,928		41
永興	軍軍	1,123			36		1,511	800			40,148	101		
秦鳳	鳳鳳	375			3		653	305			16,823	1,226		
淮南	東東	20,655	10,537	50	2,500	1,763	11,214	10,422		92	717,028	662,835	96,279	92
淮南	西東	18,939	8,301	43	2,614	2,928	3,870	2,398	1		474,530	452,595	35,429	95
河南	浙東	171,511	104,258	61	376	19	3,372	9,896			2,095,345	2,004,800	1,613,379	95
江西南	西東	184,801	62,288	33	10		462	9,896	730		1,391,139	1,198,244	408,943	91
江西南	西北	75,951	25	33	10		179,791	2,808	1		368,196	344,784	91,000	93
荆湖北	北東	72,504	24,506	33	2		462	9,896			229,433	198,101	675	86
荆湖北	南東	2,263			3		101,962	351,619	90		101,962	831,505		56
成都府	都府	86,329	11,703	13	23,750	1,442	101,962	4,554	708	8	1,480,480	831,505	12	56
梓潼州	州州	87,526	19,840	22	1,821	67	17,223	554,739	1,004		1,234,702	431,384	35	35
利州	州州	53,152	11,676	22	69		11,787	585			854,913	194,670	22	22
夔州	州州	9,740	4,722	48	3		2,478	22			104,113	94,439		90
福建	建建	26			75		995		200		33,448			
廣南	南南	4			50		462				26,647			
廣西	西西	3			430		179,791	105,647			489			
廣東	東東	33	52,988		22,821	1	150,990	151,116	1	100	5,799	86		

周知の如く「蜀紅錦」の名のもとに、四川の高級絹織物の伝統は古く、宋に入っても大勢は変らなかつた。第一表からも判るように、成都・梓州二路で錦・綺及び綾は各々全国総入額の十四・六十三パーセントを荷っている。

四川の高級織物の生産形態は二つに分れる。一つは機院と呼ばれる官営工場で監督官がおかれ、数十・数百の工匠が集められて織造される形であり、一つは民間に寄託して織造させる形である。第一の形は次にあげる開封府の場合とも関連させて述べることにし、先に第二の形にふれておこう。

呂陶の淨徳集・卷四・奉使回奏十事状に、

臣伏見、成都府每年上供錦帛、原係預使^レ絲・花、与^二百姓^一織造^上。

とあり、長編の呂大防の上言も同じようなことを述べている。

これは政府が租賦または和買として納入された絲の上質品に、同じく和買で徴収された染料と工賃を添え、紋様・形状などを指定して機戸に織らせる方法である。この場合の直接生産者は、機戸・綾戸ヘヤク或いは一般的に百姓と呼ばれ

はするが、相当以上に熟練した、恐らく家代々の織手であつたろう。機戸内部のこまかな問題、たとえば錦の場合の練絲・染絲、綾の場合の練りと染付が一機戸で行われたのかどうかといったことは史料上の制約で不明である。しかし政府の前貸支配による織造で機戸が困惑し、或いは貧窮のため前貸の絲・賃金を使ってしまつて期限が来ても現物を納入出来ぬ例などからも、機戸はかなり隷属的な立場におかれていたと考えられる。

民間に寄託して織造させる方法の弊害を是正すべく、元豊六年に上供機院が成都に設けられ、特に技術を要する大料細法錦・透背・鹿胎は軍匠八十人を使って織り、綾・綺はこれまで通りとしたが、間もなくこれも機院で織られることになり、軍匠の足らぬ分は日限をきつて百姓をも雇ひ、その数は三・四百人に達した。元の費著の「蜀錦譜」には、元豊六年に開始された機院のうち、錦を織る錦院についてくわしい記載がある。それによればこの織機は百四十で、年産六百九十疋の錦にはこまかい数目、内容の指定があり、また織匠も、挽綜工百六十四、用杼工五十四、練染工十一、紡繹工百十と工程に従つた分業があつたことが知られる。

「蜀錦譜」や、「浄徳集」その他に言う軍匠は専門の匠人と雑用の軍人「廂軍を指すと思われるが、その性格は後考を俟たねばならない。

四川の機院は成都・梓州などが記録に残り、他の州軍に果して存在したかどうかは疑問だが、地方官が軍匠を使い織機を置いて綾などを織っていた例は南宋に入ってもみられる。

〔蜀〕州産綾。先是、守以軍匠置機。買絲、鬻直。民病之。
（宋史・三八二・孫道夫伝）

ここにあげられた弊害なども含めて、中央政府納入のための四川の高級織物生産はとかく過重になりがちで、仁宗時代、三分の二をより実用的な紬・絹にきりかえるよう詔敕も出ているが、南宋初期、兩川から上供される錦・綺・綾は三万五千余匹と北宋のそれとほぼ同じであり、一定の生産量を受継いでいたことが知られる。

四川とともに高級織物が織造されたのは国都開封府であった。但し開封その地に古くから、錦・綾などの織物の伝統があったのではなく、最大の消費地という条件から、権力によって人為的に作り出されたという特長を有した。北

宋時代、開封では全国総入額の七十パーセント以上の錦・綺が生産されたが、その大部分は官営工場の綾錦院で織造されたとしてよい。

綾錦院は開封旧城左二廂の昭慶坊にあり、乾徳四年、四川の後蜀を滅した時、錦工二百人を移して創設された。宋の多くの官営工場と同様に、文・武・宦官の三人が監督にあたり、初期には軍匠の総数は千三十四人と記録されているが、熙寧には織匠四百人と決められた。これは会要の咸平年代以前の綾錦院の織機台数と一致している。天子をはじめとした宮中の消費・高級官僚の公服・外国君主への贈与などの綾・錦織造にはこの程度の機数が必要としたものであろう。この綾錦院の内部組織・織造の実体にふれた史料をあげておく。

開宝四年三月、監綾錦院・右拾遺・梁周翰言、南院見管戸頭、逐人料錢七百文・糴三石五斗・口食米豆六斗、各用女工三四人。每人月糧三石・米豆又六斗、有一戸頭并女工共計一十六石五斗者、或少者一十三石五斗者。每人只管機三四張、供応事纏絲線、染練紡絡、又別破錢並物料、或有帛低弱、即料校匠人、戸頭不管、欲乞不置戸頭、令工匠自管供機、各与女工一分請受。所貴濟贖。……又看驗、大小錦並皆顏色

淺淡、每匹中錦・破深紅線九兩三分・花八斤。昨令匠人、
當面入染、每疋減下花一斤、比旧顔色鮮好。……（會要食貨

六四ノ一六）

この文章には二・三誤脱も想像され、良くよめぬが、直接生産者として、戸頭・匠人・女工の三者があげられている。現在日本で錦は「Jacquard」機を使って一人で手織りするが、それ以前は、花機（たかばた）の上ののつて糸を操作する別の人間を必要とした。宋代の織機の実際は不明にしても、機をふむ織手（工匠以外に数人の補助労働が必要であったことは当然で、これが女工、或はさきの四川の場合の百姓であったとみてよからう。

なおつけ加えれば、京師では織造とならんで官による布帛の加工も行われていた。即ち、租税・和買などで徴集された、素絹・素絲を染めあげる染院、織り上り染った布帛を衣服その他に仕立てる裁造院などがそれであり、あるいはそれで足らぬ場合や、刺繡工程などは、専門の廂軍、都市居住の婦女、更には尼僧などに工賃を支払って加工させていた。

四川・開封のほかには、錦は黄花錦・方勝練鵲大錦・紅

団花大錦のように異った種類をそれぞれ織っていた、西京洛陽府、真定府（河北省）、青州（山東省）の錦場、羅は江寧府（建康・安徽省）、潤州（鎮江・江蘇省）の織羅務が官営工場として数えられるが、そのこまかな内容は嘉定鎮江志にひく潤州の織羅務以外は明確でない。このほかにも下にあげる特産地では民間で相当多量に羅・綾が織られていた。まず羅からみてみよう。

宋初には織羅務は、前二務のほか、湖（浙江省）、常（江蘇省）、潭（湖南省）の各州に存したが、真宗のころまでに廃止され、織工が京師に送られたりしている。推測すれば、これらは呉越・南唐・楚などの五代諸王朝が設けた直営工場の名残り、特に呉越錢氏の領内では羅の特産地が形成されていたと考えられる。北宋時代の統計でみると、羅の全国総入中、八十パーセントが兩浙（江蘇省の江以南・浙江省）で占められ、江東路の十五パーセントを大きく引離している。特に潤州の羅は古い伝統を持つよう、呉越王錢鏐が杭州に呼んだ三百人の錦工は潤州の人であり、夷堅志にも織羅人として潤州の人を挙げている。潤州織羅務の羅は天子の服御に供せられるなど、質の良さがうかがえるが、量は北

宋時代一萬匹であり、兩浙地方政府総入の羅の大部分はむしろ婺州（金華府）で織成されていた。即ち婺州より上供する羅は、仁宗皇祐年間に一萬疋と定められたが、南宋はじめ建炎三年には五萬八千余疋に達し、人民の負担能力をこえるから三萬疋に減らすようにとの記事が山堂考索その他にみえている。宋会要の兩浙地方羅総入のうち租入は一パーセント強で、殆んど問題にならぬから、これらの羅は織成品を上げる和買か、絲・染料・工賃支給の前貨織造かということになる。羅は現代日本語の所謂うすもので、主として夏の衣料であるが、その極く簡単な紗はともかくとして、複雑な線の羅はそう安易に織れるものではない。潤州織羅務の工匠で十二日に一疋がやつとであり、日本の延喜式のそれは（勿論織り方によってともに羅といっても程度の相違はあるが）一日に熟練者で有文が一尺一寸、無文が二尺といわれる。仮に婺州の羅も十二日一疋の割合で織られたとすると、六萬疋織るには二千人の織手が必要である。織造のみで二千人の熟練工を要するのであるから、婺州の農家が、副業として、養蚕・製絲から織造後の染あげまで一貫して行っていたとするには少し無理があると思われる。

る。恐らく四川の錦・綾の場合にあげたように政府が良質の絲・賃金を前貸して生産させるか、あるいは民間專業者の織造品を和買という形で強制買上を行うかが一般的であったらう。

なお時代は下るが、台州知州唐仲友の一族は、婺州で絲帛舖を開き、そこで、暗花羅・瓜子羅・春羅などが大量に買付けられたことが朱子文集にみえている。政府の和買を對象とした以外にも民間で相当量の羅が織られていたことが知られる。

最後に綾は四川以外では、河北東路が主産地で全国総入の三十パーセント弱をしめ、京東西路・淮南西路などが続くが、兩浙や江南は非常に少い。河北東路は北宋時代、四川・兩浙と比肩する三大織物産地で、契丹から綾絹州と呼ばれたほどである。河北の綾には大綾・小綾があり、多産するのは小綾の方で、織り方も比較的簡単であったかと思われるが、禁中をはじめとする春・冬衣などに使用され、しかもその大部分が和買によって買上げられていた。但し残念乍ら綾和買の具体的内容は明確でない。

都市を中心とした高級絹織物は、当時の社会・経済史の

面からみればそれ程大きな比重を持つものではなかった。その点で、絹・紬・緇と呼ばれる平織の、いわゆるきぬは重要である^⑮。それが支配階級、都市中・上流市民層の一般的衣服であったことはいうまでもなく、元代、杭州を訪れたマルコ・ポーロも、『大部分の人はいつも絹の衣服を着ている。これは大量に絹を産するおかげだが、杭州で生産される以外、絶えずほかの地方から、さらに大量に持ちこまれるためだ。』と記録している^⑯。

日野氏は北宋時代の全国産額は億を突破する量であったと算定しておられる^⑰。統計にあらわれる国家総入額でみると、絹はその三十パーセントを占める両浙を筆頭に、河北東西・江南東西、紬は両浙・江東・京東の各路の順となっている。これは絹・紬生産地分布の大勢を反映したものと考えてよからう。周藤氏が布で試みられたような、絹・紬の各地域内の生産分布・生産量などは改めて考えるとして、ここではその生産構造について言葉挿入しておきたい。

最近、柳田節子氏は、宋人文集を材料に、両浙地方の養蚕農家経営に一步をふみこまれた^⑱。その中で氏は、広範に行われた両浙の下級織物生産を支えたものは貧窮農家であ

り、その主目的は政府の徴税、あるいは高利貸の圧迫を一時的に緩和することにあり、はじめから不健全な色彩を帯びていたと指摘されている。柳田氏の論考は、今迄不毛であり、またとかく史料の羅列になりがちな制度史から離れて、困難な分野にきりこまれたものであるが、次のようなことも注意してみる必要があるかもしれないだろうか。

一口に江南・両浙と呼んでも、そこに於ける養蚕乃至絹織物生産には、想像以上の地域的分化があったのではないか。南宋初期の史料は、平江府（蘇州）・秀州（嘉興府）は水郷であつて、人民は従来水田稲作を以て業とし、桑柘を植え、養蚕は行っていない、と述べている^⑲。これを裏付けるように、呉郡志や淳祐玉峰志の物産の条などは、ことごとく米粟の種類をあげて説明するのに反して、絹・紬に関する記載を全く欠く。また常州の地志、昆陵志も、昔は晋陵絹というものがあつたが、現在では歳毎に納入する絹も、あらかじめ隣の建康府溧陽県で買うとのべ、明州（寧波）でも、一般に蚕桑紡績をそう熱心には行わぬ、と言っている^⑳。このような背景を前提にして、鄉村における租税請負の贖戸の普及などを併せ考えれば、麴清遠氏が指摘し

た、宋末には一般紡織工業はすでに農業と分離の傾向にあったという説も改めて考えなくてはなるまい。⁽¹⁰⁾ また、桑栽・養蚕・絲くり・捻絲・織造・練り・染色という平織り絹・紬の全生産工程を、一般農家が副業として、広範に行っていたかどうかについても問題はあると思う。勿論、農家の婦女の手で、昔乍らに絹織物が作られ、租税として徴発されていたこともあろう。だが桑の葉を販売する農家、あるいは絲を城市に売りにゆく農民、都市の染戸などの存在などをつなぎあわせると、同じ養蚕地帯の中でも、例えば農家が紡絲工程までを行い、織造や染上げは都市の機戸が行っていた姿も十分設定し得る。また、夷堅志・乙・巻八・無類鬼には、機軸を背負って他人のために織造してやる人物が登場する。単に好意だけではなくあるいは專業の織手が、工賃だけを貰って、租税・和買のための布帛織造を引受けて、郷村をまわることもあったのではないかと想像される。正税としての絹・紬は、或は農家で織造して、素絹のまま上納する方が普通かもしれぬが、民間の需要までを、兩浙・江南の農家が副業としてこの時代まかっていたかどうか、私には疑問である。

対政府の租税・和買のため、ならびに自家消費以外に、商品として、絹・紬がどの程度生産されていたかは、史的制約から殆んど判らぬが、地方長官自身が貨殖のために織造を行っている例は二・三あげられる。

熙寧六年九月壬戌。御史蔡確言。聞、京東北路提举塩稅王伯瑜、於所部商販逐利。奏事赴闕、及出巡至近畿、販京東河北帛、入京師、復以京師帛、賈浜棧間。……家有數機、更自織造。（長編二百四十七）

元祐五年冬十月戊戌。（前略）知青州資政殿學士王安礼、（中略）在任買絲、勸機戶、織造花隔織等匹物。妄作名目、差役兵般担、偷慢一路商稅、上京貨完、贏掠厚利、不止一次。（長編四百四十九）

などがそれで、先にあげた、唐仲友なども、一族が綵帛鋪をひらき、自らも都市居住の染戸に命令して、布帛染色を行わしめていた。すでに唐代に定州の富商何明遠が、家に綾機五百張を置いていた例などからみて、当然宋代にも都市居住の富商、或いは官僚が家内工業的に織造を行っていたらうし、それはまた鎮江・常州・蘇州・松江府と各州府城をたどったマルコ・ポーロが、各地で大量に絹が織ら

れていると言っているのとも符合させられると思うが、くわしいことは将来の研究に俟たねばならぬ。

最後に布について少しふれておく。明代、綿織物が普及するまで、麻・苧麻など植物性繊維からとった絲を使って織った布は、一般人民、特に農民の主要な衣類であり、また中流階級以上でも夏服として着用されたろう。宋代の布の平面的分布・種類・生産状況などは、周藤氏が多くの史料を網羅して詳説されているが、次の二・三の点はつけ足しても良いと思う。

國家總入の布額は、成都・京東東・広南西・河東・河北東西・荊湖南の各路の順になっているが、それを同一地域内で、他の布帛類と比較してみると次の事実が知られる。

成都・河北・京東などは全国的にも有数の布帛生産地で、絹類と拮抗する布が納入されているが、河東・京西・荊北・広西のように、当時後進経済地域と考えられる路では、一路の布帛納入額の大部分が布であって、兩浙路・江南東路では布が殆んど問題にならぬ小額である。そしてまた、政府總入のうちわけも、京東・成都などの主要布帛産地では、租入のパーセントが二十五及び八であるのに比し、京

西・河東・広西では、それぞれ七十七、七十六、五十八パーセントを占めている。布は南宋の地志類をみれば、兩浙地方の農家でも一応は織られ秋税として納入されることもあったが、絹と比較してより農家の副業としての色彩が強く、商品化・換金化の目的がより少かつたのではなからうか。布は絹に比較して保温に劣り、見栄えがせぬが、強くて丈夫であり安価でもある。布織造の過程である、栽培・刈取り・半かり・積み・製絲・織布・染色は、なるほど績みに時間と労力は要するが、年数回の刈取りが可能で、絹織物にくらべて、相対的に簡単であり、また品質のむらも少かつたと言えよう。織布か織絹かによって地域的に、農家経営のあり方に相当のひらきを作っていたのではないかと想像されるし、また元・明棉織物にとって代られる前段階としての宋の農村における布生産のあり方という視点も必要と思うが、当面疑問として残しておく。

第二節 布帛の用途

年々政府に納入された莫大な数量の布帛はどのように配分・消費されたか。本節ではその用途のうち主要な幾つかにつき、付随する問題をも併せ考えつつ列記してみたい。

加藤博士は「唐宋時代に於ける金銀の研究」中の一節で、唐・宋兩時代の布帛の用途にも言及しておられるが、宋の部分は比較的簡略化されている。以下あげるのは、博士のいわれる、布帛の公經濟における用途に限られるが、彼此參較していただければ幸甚である。

(1) 軍人の衣料 北宋時代の常備軍・禁軍の給与は、糧米・料錢・被服の三本立になっていた。平時にあつても、相当数の禁軍に、春・冬二回定期的に支給される衣服のための布帛は多額にのぼつたが、真宗・仁宗時代以後、西・北二辺の防備のため、兵員が増強されると、その額は饒上りにはねあがつた。

禁軍兵個々人に支給される布帛の内容は、第二表でみられるように、時代により、また地域によつて差はあるが、上着として絹・袖、下着として布、保温用として綿（まわた）、加工・付属品購入のために随衣錢が支給されたことは大体共通している。南宋はじめの江西路では、春・冬衣の内容・量は第三表のようになっていた。

禁軍の総数は北宋中期には八十万から百万とされ、これに廂軍・義勇軍が相当数加わる。彼らにも春・冬二回禁軍

第Ⅱ表

	絹 袖 (匹)	布	綿 (兩)	随衣錢(貫)	
冀 州	12	2 (段)	1.5	1.4	包公奏議卷8
江 西 路	4.6	0.7 (疋)	12	2.4	李忠定公奏議卷49
	6		12	2.5	長編卷161

第Ⅲ表

		5,373人につき	1人平均	
春 衣	絹	10,746	2	李忠定公奏議卷49
	袖	840		
	布	3,101		
	隨衣錢	7,211.641		
冬 衣	絹	11,460	2	
	袖	2,680	0.5	
	布	841	12	
	綿	265,191		
隨衣錢	5,995.193			

と同額もしくはやや低額の布帛が支給されたことはいうまでもない^{②③}。財政官僚として名の高かった張方平の計算では祭軍だけで、紬絹五〇六百万疋、綿千〇二百万疋を必要としている。宋会要の政府総入額は年代を明確にできぬが、神宗時代のものとして較べると、紬絹約六百五十万・絲綿約千四百万両の大半が常備軍の衣服として支給された大勢は看取されよう。

ところで、この軍人に支給される布帛中の紬絹について触れなければならぬ問題がある。支給された紬絹が、そのまま軍衣として使用されれば問題はないが、大部分、特に下級兵卒のそれはほかに回されたと推測される。たとえば河東路并州（太原）では軍衣として毎歳絹四万疋を必要とし、開封から運んだが、軍人はすべて土産の純（あしぎぬ）と交換してしまうとの宋会要の記事や、河北の一部で兵隊に布が強制売付けされている例^④、あるいは開封のまちで、軍人の冬衣の綿帛が売買され、政府はその便宜のために休暇まで作ってやっている例^⑤などがあげられる。

軍人に支給された紬絹のどれだけが、このように転売されたのかは不明だが、良質の絹を軍衣にすることは必ずし

も適当でなかったことは想像され、彼らが被服としての絹・紬を貨幣的用途にふりむけて、より安価で丈夫な布を實用とし、余剰の銭は別途に使用していたことも十分に考えられる。それと並行して地方官が、兵員にわたる前に絹を自分の手で布に変えて、余剰銭物・羨余を作った例もみられ、彼らの成績かせぎ、個人的利殖に利用された^⑥。但し、仕立上った正式の軍人の衣服（軍服）を入質・売買することは法令で固く禁止されていた^⑦。こうした道筋で、一旦政府に入った絹綿が民間に流れ、民間の布が逆に軍隊に入って行くことも、宋代の商業を考える時に見落してはならぬところであろう。

(2) 恩賞・賜物 郊祀・天子の生誕日・軍人や地方官の功労に対する賞与、毎年二回文武官に与えられる時服などがそれで、全部をあわせると相当龐大な数字となる。宋史の寇準伝で、開封では歳ごとに絹百万疋を費すといっているが、その多くは上記の恩賜などによって支出されたものであろう。

宋代には、夏至には北郊で地を、冬至には南郊で天を祀る郊祀は以前ほど厳密でなくなり、ほぼ三年に一度、十一

月、時として正月に、天地を合祭することで片付けられていたが、昔からの慣例に従って、この郊祀が終ると上は文武百官から下は中央各官衙の胥吏に至るまで、銀・絹・銭の恩賜があった。それらは毎年の正税とは別に、主として産絹州軍で和買の加重徴収で賄われていた。宋会要・礼二十五の郊祀賞賜の条には、皇太子・宰臣・樞密使以下、工匠や庫子に至る詳細な支給額をのせている。これによれば最高の宰相のクラスで、銀千五百両・絹千五百疋、京官・幕職州県官クラスで銀五両・絹五疋が与えられ、胥吏には数疋の絹乃至銭が等級によって支給されていたことがわかる。その総額は、鷓鴣篇・巻中に、仁宗嘉祐七年の明堂支費数と同額といっているから、絹・紬約百六十万疋、絲三十八万両、綿百四十二万両にのぼった^④。また、毎年一度の天子の生誕日（聖節）に文武官に衣を賜与することは、太祖時代から行われた^⑤。これも量的に少くはないが、宋会要、礼六十二の条にあげる細目をみると、羅・綾などを加工した高級品が多く、宰臣、樞密使には羅の公服など六種の品目^⑥が、京官の職事官には羅の公服と絹の汗衫の二品が与えられていた。

更に多額の衣服が、毎年五月五日と十月一日の二回、時服として文武官に与えられる。燕翼貽謀録・卷一によれば、文武常参官のすべてに時服を支給するのは太祖建隆三年に始まるという^⑦。その細目もやはり宋会要・礼卷六十二の賚賜の条に詳しいが、すべて加工を施した公服であって、最高五品目、以下格差がつけられていた^⑧。

このほか、大臣の生日、功臣の賻贈をはじめとして、実に多種多様な名目で絹帛が贈賜され、宋会要、礼卷六十二、賚賜、同四十四、賻贈、あるいは同六十一、旌表などの各条に枚挙に暇のないほど記載されており、これらを総合すると、年間支出量は驚くほど多額にのぼったと考えられる。

北宋中期以後、西・北辺の防備兵が増加し、加えて、神宗時代西方への拡大が行われると、軍卒の恩賞として支出される絹帛の量が大きくはねあがる。たとえば元祐三年には、軍賞の目的のみで、熙河蘭会路に五万、鄜延路八万、涇原路七万、環慶路五万、秦鳳路五万疋と、陝西の各軍事路に絹が支給されている^⑨。長編をみれば、熙寧・元豊年間にも、殆んど毎歳、内蔵庫などから絹帛が貸し出されている。軍賞に限っての総数は明確にできぬが、年額にすれば

やはり百万疋を前後したろう。軍賞の内容は、こまかくは
蛮兵を殺し、あるいは招納すれば一級につき絹二十疋^⑧、大首
領ならば六十疋という相場であり、ほかに戦闘・訓練のあ
との褒賞、戦死者の家族への弔慰など、これも多様であり、
宋会要・兵十八から二十の軍賞に細密に列挙されている。

こうした多額の絹帛は、ある場合には直接消費された。

陝西路は特に絹を産せず、しかも気候条件はそれを必要と
する。しかしまた軍賞として兵士らに与えられた数匹の絹
は陝西各州県に在住する商人に売り渡され、別の消費ルー
トにのせられる場合も多かったろう。渭州潘原県の郭下に
絹行十余家がいたことが長編にみえる^⑨。彼らが、西方との
交易にたずさわっていたことも一応考えられるが、軍賞や
繹本として支給された絹を他地方に売捌くことを主目的と
していたという想定もできよう。

また、さして量は多くはないが、河東路の義勇・保甲に
対する恩賞として、毎年十三万疋の絹が送られていた例^⑩
などからみて、彼等や、廂軍、あるいは修河・城工の役夫な
どに対する布帛類の賜与もある程度は勘定に入れておかね
ばならない。

(3) 糧草市糶などの本銭 北の契丹・西の西夏に対する
龐大な軍隊に糧食・草料を調達することが、北宋中期の財
政政策の中で最も重要な問題であり、北宋時代の商人にも
また活躍の場を与えたものであった。いわゆる「市糶糧草」
には、時期・場所によって、数多の方法が存し、日野氏は
はじめとした先学の論考も多いが、ここでは糧草買付の本
銭、即ち繹本として中央から支出された布帛類について考
察を加えてみる。

北宋の国家財政は、太祖・太宗の間は潤沢であり、
中央三司の錢物納入庫である左藏庫に錢帛は充満し、その
一部は別に創設された天子直属の封樁庫・内藏庫に貯えら
れる余裕をみせていた^⑪。三代目真宗に至って形式的な封
禪・禱祠を盛大に行い、莫大な錢帛を消費し、契丹の南下、
国内の冗兵・冗員の増加などで、国初の蓄積は消耗し、四
代目仁宗時代、西夏の興起によって軍事費が更に増大する
と、国家財政は危機に瀕す^⑫。次の表は、真宗祥符年間か
ら、仁宗治世末年まで約五十年間に内藏庫から繹本その他
として貸し出された錢・絹の概数を五年単位にしてまとめ
たものである。特に布帛類(絹・紬・綾・錦)についてみれ

第 IV 表

	銭(万貫)	年平均	布帛(万疋)	年平均	金銀(千兩)
祥符 1～祥符 5	183	36	55		2
祥符 6～天禧 1	265	53	15		38
天禧 2～乾興 1	750	150	13		432
天聖 1～天聖 5	20		10		
天聖 6～明道 1	80		120	24	
明道 2～宝元 1	320	64	510	102	150
宝元 2～慶曆 3	240	48	700	140	1000
慶曆 4～慶曆 8			20		300
皇祐 1～皇祐 5	80		160	32	
至和 1～嘉祐 3	140	28	130	26	200
嘉祐 4～嘉祐 8	250	50	270	54	

ば、仁宗景祐年間以後、その支出は急激に増加し、宝元の趙元昊興起をはさむ十年間には、年平均百数十万疋の絹・紬が主として糶本として消費されていた。

こうした布帛がどのようにして実際の消費にふりむけられたかについても考えておきたい。それは二つに大別される。

第一は、経略司・安撫司・転運司のところで現銭にかえられ、糧草は現銭によって購入されるケースである。五代の各軍閥は、多く資本家として活動し、宋に入った後も、西・北二辺の軍団統率者たちはそうした一面を持ち続けた。時代が下っても、州以上の官庁では、交際・宴犒・機密費として支給される公使銭（公用銭）を、各自の採量によって増殖させていた。⑤中央から糶本として支給された布帛乃至銀もまたこのような大勢に従い、地方官庁によって有利に運転され、銭にかえられた。長編にはしばしば経略司などの銀・絹を變易して以て辺用に備うるとか、人を召して賒買せしめ、本・息を収めしめて以て辺費に備うといった表現が用いられているが、これは絹・紬類が高利貸付にまわされていたことを示すにはかならぬ。地方官庁か

ら絹・紬を受取り運転するものは、地方官自身乃至その幕僚・胥吏・廂兵などから、御用商人まで雑多であったが、こうしたところにも、直接生産者と結びつかない、国家財政政策に寄生する商人が存在したのである。彼らによって運ばれた絹・帛は、当然都市や地方の有力者のところで消費されたり。

布帛類が本錢として、錢の代りに支出されることは、王安石新法の諸政策、例えば青苗法の常平本錢などの場合にもみられる^⑤。その場合にも、農民に直接絹紬が支散されたのではなく、商人の手でまず錢にかえられていた。

繹本その他、中央から支出された絹帛・銀などが現錢化される時行われる、今一つの方法は、主として都市の坊郭戸に、その財産高に物力に応じて強制的に売与（配売）し、その代りに錢を納入させるやり方である。かかる配売の具体例は、銀では、歐陽脩の河東草奏にくわしく、絹は韓琦の青苗法を論じた奏議などにみえている^⑥。強制配売が都市の下等人戸を苦しめ、弊害をひき起したことはいうまでもなく、^⑦ここでも配売された絹紬を買叩き、別の消費者に高く売りつけ中間利潤を搾取する商人の動きが想定される。

第二は繹本としての絹紬がそのまま糧草に交換される場合である。あらかじめ布帛・銀の換算レート（折価）を設けておき、現錢の代りに絹紬類で糧草を直接買付ける博羅はたしかに便利なものであり、北宋中期以後の銅錢不足にも対処できる方法であった。しかしたとえば河北などの絹織物主産地では商人は政府から絹・紬を貰い代りに糧草を納入することをあまり歓迎しなかった。

元豊三年六月癸卯、（前略）三司言。河北繹便糧草鈔價、本以見錢法、一等給還。後別立草糧錢、以銀紬絹及茶本錢折。

商人無利、遂增草料虚錢。雖以銀絹估直、又令算塔分數、抑勒入納。昨薛向乞用見錢法繹買。當時三司以錢不給、又即如旧。今勘会、繹絹本非河北京東商人所須、交引鋪以賤價收之。（長編卷三〇五）

とあるように、一旦中央から出た絹も、京都の取引鋪の手で別途に売捌かれ、直接米粟を扱う商人はむしろ現錢を欲していたことが知られる。繹買の理想的な形態は、豊作時、産米地において比較的高価に、しかもその地方に少い物品と交換に、米粟を購入するものであった。だが実際は繹買政策に密着した商人が大巾な中間利潤をむさぼり、しかも

開封を中心にして、河北・陝西や江南などの南方と商人のあり方に相違があらわれていることに注意しておきたい。

なおつけ加えると、布も、馬料や修河草料和買などの本錢として支出されていた。即ち、開封府に属する諸県の四等戸（のちに三等戸）以上には、京東東西路から、租または和買で徴収される布を端布一匹千三百六十文、匹布一匹千百文に換算してわりつけ、年間三百万束以上の草を納入させていた。^⑤ 開封府下の上四等戸がすべて和買に應ずるために草を生産し、その代りに衣類として布を受取っていたとすれば簡単だが、事實は、特に坊郭戸などでは、銭を出して商人から草を買い、対価としての布も商人に売っていたという形が普通であったろう。ただ開封府下諸県の農村では釋草・柴草あるいは各種の換金作物が栽培されていたことは疑いなく、政府から放出される布を購入せねばならぬ事情にあった。開封府近郊の農村では、貨幣経済が相当深く滲透していたと考えてよい。

(4) 外国に流出するもの 澶淵の盟以後、契丹へ、更に遅れて西夏へ、宋朝は和平の代償として、歳幣・歳賜として多額の布帛を与えていた。日野氏の計算によれば、契丹

には、仁宗慶暦年間までは二十万プラス数万、以後は三十万プラス数万疋であり、西夏へは三十万疋が贈られていた。^⑥ 日野氏の指摘にもあるように、中国にとってみれば双方で六十万疋足らずの歳幣は、国家財政に影響を与える程のものではなく、むしろ歳幣として中国のすぐれた絹帛を貰い上げた各国内部に与えた影響の方がはるかに大きかった。

このほか折にふれて、高麗・西蕃・南方諸国にも、ある程度の布帛が贈与されていたが、中国側では殆んど問題にならない量であった。このほか勿論、民間の対外貿易でも絹帛は重要な品目であり、山東省の密州板橋鎮に船舶司が置かれていた^⑦ころ、そこに聚る蕃商は絲綿織帛を欲したと言われている。また中央アジア方面と宋との西方交易の質と量は明確にしにくいがいずれにしても、茶とならんで絹は輸出品の太宗ではあったが、その量は国内の生産量と較べればむしろ少く、銭の海外流出の場合のような国内財政への影響はみられない。

最後に絹帛類の用途の特色を考えよう。加藤博士が、多くの例証をあげて説明されたように、唐代では絹帛は貨幣として、金・銀より余程盛んに、中下流階級においても使

用されていた。これは唐律があらゆる財物の価を絹で表示していることが雄弁に物語る。ところで、絹帛は、一定の長さで巾がないと役にたたぬうえ、保存に制約があり、品質の差も大きく、生産量も年によって異り、特に民間の小額の交易にこぜにとして用いることはできない。金・銀と異って、贈与などの場合には実用ともなり、また誰もが一応使えるものであるだけに見銭にかわる利便さはあるが、見銭のように貨幣そのものとしては扱えない。唐から宋にかけてこの絹の貨幣的な地位がゆらぎはじめた。全国的に必ずしも徹底したとは言えぬが、太祖の建隆二年、唐律の絹による贓の評価は錢だてに変えられ、以後年を追って見銭铸造額が増加すると、絹の貨幣としての意義は薄れてゆく。但し、死蔵・毀鑄・国外流出などで、現銭は不足がちであり、また軍費としても多量の現銭を必要としたところから、不足分が絹帛で補われることもあったし、先にあげたように、賜与などは絹帛あるいは銀を用いることが圧倒的であった。ただ絹帛の貨幣の用途の変遷からみても、唐・宋間の大きな時代のうつりかわりは看取される。

以上いづれも一旦国庫に入った布帛について、その主な

用途をあげた。このほか、民間における自家消費、あるいは商品として織造されるものを勘定に入れると、当時の布帛生産量は想像以上の多額にのぼる。だが大勢として、宋代の布帛生産は、中央集権王朝を背景として、権力・政策によって作り出された官市場と、それに寄生した民間市場を中心に発達して行った面が濃厚である。このことについては後章でふれたい。

① 以下布帛と呼ぶ場合には、絹織物・苧麻布・絲・綿などを総括した、最も広範な普通名詞として使用する。

② 加藤繁、唐宋時代に於ける金銀の研究、特に上巻、第二章第六節、第三章第三節、宮崎市定、五代宋初の通貨問題、曾我部静雄、南宋の和買絹及び折帛錢の研究(宋代財政史所収)、日野開三郎、五代藩鎮の拳絲絹と北宋朝の預買絹(史淵十六輯)、周藤吉之、宋代経済史研究、宋史食貨志訳注一・布帛の部など。

③ 本絹は、南宋初期には福建などから一部が政府にも納入されていたが、布帛生産の大勢に影響を及ぼすものではなかった。石林奏議・卷十二・堂白取買木綿度布乞於福建江西路出產州軍和買絹内折納劄子参照。

④ 第一表について若干説明を加える。宋会要・食貨六四ノ一から一六までは、宋代の布帛に関する品目別・地域(路)別の詳細な数字でうめられている。それは①税租之入、②歲總取之數、

③ 山沢之利、④諸路上供之數、⑤諸路合発布帛總數、に分類

される。このうち⑤には一部重複があるが、建炎以来朝野雜記・甲集・卷十四と対照して、明らかに南宋のものと考えられるから一応除外して、①から④を問題とする。①は更に夏税・秋税にわけられているが、いうまでもなく、両税正税として徴収された布帛の額である。③はその中に茶租・塩利・權易・酒麴買撲などの項目を含み、いわゆる課利として徴収すべき現銀を布帛に折色したものであるが、その一項としてあげられ、しかもかなりの額にのぼる入中博羅買売についてはしばらく疑問符をつけておく。ところで、②の総収が、果して政府に納入された布帛のすべてであるのかどうかという点を考えねばならぬ。もしそうなら④の上供も当然その中に含まれねばならぬ。ところが数字に明らかのように、上供の方が総収より多い路がみられる。勿論、①から④までの数字を同一時代のものと決めてかかるのも早計かもしれぬが、二十四路があげられていることから、すべて元豊末以降であって、ほぼ同年代のものとしてよからう。従って、ここでは、総収とは三司・戸部に納入されるべき布帛であって、その中に税租の入が含まれ、上供は天子に直接、即ち内藏庫に納入されるべき布帛であるという仮定にたっておく。なお表中の％は税租の総収中にしめる比率であり、下線は脱落・誤字が想像される部分である。また次の表は、①から④までの数字をすべて加えあわしたものであるが、上記仮説、ならびに③の中の入中博羅買売の規定次第で改めるべきこと、ならびに、第一表の数字を加算したものとこまかい部分で若干の誤差があることを附言しておく。

第 V 表

	総 収	税 租	上 供	山 沢 之 入		%	合 計
				中博羅 入 売 買	そ の 他		
錦 綺	9,615		1,010				10,625
羅	160,620	860	106,481	57,932			325,033
綾	147,385	14,291	44,906	37,811	6,896	10	236,998
絹	5,382,709	2,935,586	2,876,105	3,446,760	551,958	54	12,257,532
紬	2,290,966	415,570	468,744	608,395	194,532	18	3,562,637
純	111,716	47,861	6,611				118,327
布	3,192,765	487,847	555,829	1,078,478	21,148	15	4,848,220
絲・綿	13,852,797	9,115,421	2,365,848	3,382,870	683,684	70	20,285,199
雜	56,131		48,951				105,082
合 計	11,351,907	3,902,051	4,108,637	5,229,376	774,534		21,464,454

註① 縦の合計では絲・綿を省き横の合計では税租を省く

② 単位は絲綿は兩、それ以外は正

⑤ 元豊六年八月己亥。知成都府呂大防言。歲額上供錦、予支絲・紅花・工直、与機戸雇織。(長編・卷三三八)

⑥ これは実行されなかつたが、乾徳四年、蓬州請、以租絲、配民織綾、給其工直。(長編・卷七)などでは明らかに租絲としてゐる。

⑦ いうまでもなく、当時の染料は、紅花・紫草・青藍などの植物性のものが殆んどで、その組合わせによつて種々の色を出した。淳熙三山志・卷四十一や天工開物・彰施でそのあらましが見える。こうした染料は特産地から、和買で徴収されていた。慶暦二年三月丙寅。中書言、三司每歲買紅花・紫草各十萬斤。

(長編・卷一三五)が中央に入る總數と考えられ、陝西十州から紫草一萬斤・六州軍から紅花四千斤(包公奏議・卷七・請權罷陝西州軍科率)、淮西の安州から紅花二萬斤(長編・卷三二九)などはそのうちわけの一部である。

⑧ 機戸という呼称は、宋会要・長編などに相當數みえ綾戸は淨德集・卷四・奉使回奏九事状にみえる。

⑨ 淨德集・同条。漢州綾戸、造宮綾。向因知州席汝明、性好刻剥、逐年減絲數工錢、以致入戸積欠綾四千余匹。刑鑪監錮。乃至家業併尽價納未足。あるいは、往往貧下機戸、已請錢物破用。及其催納、不免騷擾。などを参照。

⑩ 淨德集・同条。至元豊六年、奏創上供機院。令軍匠八十人、織大料細法錦・透背・鹿胎共七百三十余匹。其小料綾・綺易造之物一千三百余匹、仍旧俵在民間。後因内臣都隨齎到御前割子、添造緊絲機法一十五色。本府又奏、差監官一員、招軍匠三百人、

并將小料易造之物一千三百余匹、亦在院織造。既招軍未足、遂雇百姓助工、日逐勾集三四百人。同じことは前掲長編・卷三八や次の蜀錦譜にもみえる。

⑪ 蜀錦譜。元豊六年、呂波公大防始建錦院於府治之東。募軍匠五百人、織造、置官以蒞之。創樓于前、以為積藏待斃之所、榜曰錦官。公又為之記。其略云、設機百五十四、日用挽綜之工百六十四。用杼之工五十四。練染之工十一。紡繅之工百一十而後後足役。歲費絲權以兩者一十二萬五千。紅藍紫莚之類以斤者二十一萬一千而後足用。織室吏舍出納之府、為屋百一十七間而後足居。自今考之、當時所織之錦、其別有四、曰上貢錦、曰官告錦、曰臣僚襖子錦、曰広西錦、總為六百九十匹而已。

⑫ 明道二年八月甲辰。詔曰。先王不以浮靡示天下。今兩川歲貢綾錦羅綺透背花紗之屬、女工蠶也。其以三之二、易為絀絹、供軍需。(長編・卷一一三)他に長編・卷一五三、慶暦四年十一月壬午、宋史食貨志・布帛など。

⑬ 建炎以來朝野雜記・甲集卷十四、四用上供絹絀綾錦綺。

⑭ 宋会要・方域卷一による。

⑮ 綾錦院。在昭慶坊。乾徳四年、以平蜀所得錦工三百人、置内綾院。太平興國二年、分東西二院。端拱元年、合為一。以京朝官・諸司使・副・内侍三人、監領兵匠千三十四人。(会要・職官二十九の八)乾徳五年、先是平蜀、得錦工數百人。冬十月丙辰朔、置綾錦院、以處之。命常參官、監焉。(長編・卷八)

⑯ 熙寧六年八月丙子。詳定編修令敕(當作敕令)所言。裁省綾錦院織匠、以四百人為額。從之。(長編・卷二四六)

- ① 咸平元年九月。綾錦院以新織絹上進。是院旧有錦綺机四百余。
 （会要・食貨六四ノ一八、長編・卷四三）
- ② この部分、事の字の意味が不明確で、従つて供応がどちらにつくか判らない。字の誤りが考えられる。
- ③ 太田英藏氏・天工開物の機械技術（天工開物の研究所収）参照。明代のそれは、天工開物、乃服にくわしい。
- ④ 西内染院。在金城坊。旧曰染坊。太平興國三年、分為東西二染院。咸平六年、有司上言、西院水宜於染練。遂併之。掌染絲帛條線繩革紙藤之屬。（中略）領匠六百十三人。（会要・職官二九ノ七）
- ⑤ 裁造院。旧在利仁坊、後徙延康坊。掌裁製衣服、以供邦国之用。初有針線院、左藏庫有縫造針工、給裁縫之役。乾德四年、始置此院。（中略）領匠二百六十七人。（会要・職官二九ノ九）
- ⑥ 大中祥符五年二月。詔裁造院。自今應承受房隊及織造物色、本院織造不逮者、分於奉節指揮及百姓織戶、与工錢、令織造。即不得抑勒差配。更令三尼寺織造、須監官当面支散工錢、無統減刻。（会要・職官二九ノ九）。なお会要職官二九ノ九、崇寧二年三月八日の条も参照。
- ⑦ 宋史食貨志・布帛、会要・儀制九ノ三二、天聖七年七月の各条を参照。
- ⑧ 宋史食貨志・布帛、景定建康志・卷十三、嘉定鎮江志・卷十二。
- ⑨ 太平興國六年、龐湖州織綾務。工二十人送京師、女工五十八人、悉縱之。（会要・食貨六四ノ一七）。長編・卷二二では織綾
- が織羅となつてゐる。なお宋史食貨志・布帛参照。
- ⑩ 常州は、咸平二年四月、龐常州羅務。（会要・食貨六四ノ一八）。潭州は、旧有綾錦務、淳化四年廢。（文獻通考・市糴考）とみえる。
- ⑪ 乾化三年十月、時、徐縮之叛、城中有錦工三百余人、皆潤人也。（呉越備史・卷一）
- ⑫ 夷堅乙志・卷十七、張八叔の項、吾乃潤州范公橋織羅張八叔也。とある。
- ⑬ 嘉定鎮江志・卷十二、丹徒泉織羅務の条には、祥符二年、鎮江織造務、歲貢御服花羅數千疋。とあり、文獻通考は歲額を万疋としている。
- ⑭ 恐らく文獻通考・市糴考はこれをふまえて、又婺州、歲買万疋といつてゐるのであらう。
- ⑮ 建炎三年、知婺州蘇邕乞。奏減年額上供羅。上問祖宗額幾何。輔臣對、皇祐編勅一万疋。問、今幾何。輔臣指遲奏言、五万七千七百九十七匹。上驚嘆曰、民將何堪。時遲奏乞減半。上曰、尽依皇祐法。輔臣奏。今用度与祖宗時不同。上復曰、与減二万匹、併八千有余今數。因著為定制、仍令給以本錢。（山堂考索、後集・卷五十三）、ほかに建炎以來繫年要錄・卷六十二、紹興三年正月丁巳、宋史・三八一、王居正伝などを参照。
- ⑯ 現存する南宋時代の両浙路の地志をみても、租税として羅が徴取されていたのは、北宋大中祥符年間、鎮江府の丹徒三百八十七・丹陽三百三十五・延陵二百七十八の合計千疋、南宋嘉定年間に、丹徒四百三十六・丹陽五百六・金壇百一、計千三十七

正にすぎない。

③⑧ 注②や会要・食貨六四ノ二九の、毎歳和買平・婺羅受納、などでそれが知られる。

④① 羅織造の実際については、佐々木信三郎氏・日本上代織技の研究（川島織物研究所報告）にくわしい。

③⑤ 景德三年五月、詔。仍旧、限十二日、成一疋（会要・食貨六四ノ一八）。長編・卷六十三、嘉定鎮江志・卷十二にも同記事がある。

③⑥ 延喜式・三十・織部、雜織。

③⑦ 朱子文集・卷一八・按唐仲友第三狀。（前略）及去年十一月、次子娶婦。凡供帳幘布、染破紫綾羅絹凡数百匹、従人衣衫数百領、乘妓衣服、並是什物庫陸侃、支公使庫錢、往仲友私家婺州所開綵帛鋪、高佃買到暗花羅并瓜子春羅三四百匹、及紅花数百斤、本州取買紫草千百斤。日逐拘繫染戶、在宅堂及公庫、変染紅紫。

（中略）其余所染到真紅紫物帛、並菴婦婺州本家綵帛鋪、貨売。なお当時の羅は大きくは、素羅と花羅に分けられていた（咸淳臨安志・卷五十八、会要・食貨六三ノ六）が、別に地方の名を附した婺羅・定羅、あるいは清水羅・平羅（いずれも会要・

食貨六四ノ二九）や、前注にみられる、暗花羅・瓜子羅・春羅といったさまざまな呼称があった。また河北で織られるものより、両浙地方で織られるものの方が細い糸を使用していた。羅の重さは平羅十九兩・婺羅で二十二兩とされ、清水羅はそれより八・九兩重かったが（会要・食貨六四ノ二九）、臣僚の冬衣に与えられる紫羅は二十五兩の重さの糸が必要とされた。（会

要儀制・九ノ三二）

③⑨ 元豊二年十月癸卯。（前略）初歲下河北、市小綾二万六千一百八十疋。至是用不足、増其数。又詔派棣德博州、歲織細法大綾五百疋。於歲市綾數除之。（長編・卷三〇〇）はその一端をうかがうに足ろう。

④② 河北東路、民富蚕桑。契丹謂之綾絹州。（宋史・卷二九九、張洞伝）

④③ これ以外に特殊なものとして、現今のつづれに相当し、婦人の一衣を織るのに一年もかかるという定州の刻絲、重さがわずかに百銖で、すかせば霧のようであるという單州武成県の織（鷄肋篇・卷上）、亳州でたった二軒だけ織ることのできる。煙霧のような輕紗（老学庵筆記・卷六）、あるいはちぢみなどの地方的特産があったが、詳細ははぶく。

④④ 宋代で絹という字を使う場合は、平織りの絹布を指し、その上質なものが縑、それより若干劣るものが絹、一番質が悪いものが純と呼ばれていた。日本の上代製には、一応平織の絹は純の呼称が用いられているが、ここでは、縑（かとり）。絹（きぬ）。純（あしぎぬ）。紬（つむぎ）と区別しておく。当時の区分は急就篇・卷二の注にくわしく、縑之言兼也。并絲而織。甚緻密也。絹生白縑。似縑而疏者也。抽引麤繭、緒紡而織之曰紬。抽引精繭、出緒者曰絲。とある。

④⑤ A. C. Moule and Paul Pelliot: Description of World. London, 1938.

④⑥ 日野開三郎銀絹の需給上より見た五代・北宋の歳幣・歳賜

（下）（東洋學報三十五ノ二）。

④⑤ 柳田節子、宋代の養蚕農家経営——江南を中心として——（和田博士古稀記念東洋史論叢）。

④⑥ 建炎二年九月一日。臣僚言。錢塘之民、苦於和買。乞以杭州之數、分別、八万疋与平江府、四万疋与秀州。詔、下本路販運司、均糶。尋擢遂州申陳、自祖宗以來、不曾支俵和買。兼人民從來以水田為業、不產蠶桑。（會要・食貨三八ノ一二）や、紹興三年四月。（中略）平江水郷、不可植桑柘。（建炎以來繫年要録・卷六四）

④⑦ 咸淳毗陵志・卷十三・土産、絹の条に、曩有機戸善織、号晋陵絹。今絕。郡之民戸、歲輸租絹、皆先期、于溧陽諸処售、以充賦。とある。

④⑧ 宝慶四明志・卷四・叙産、布帛之品には俗不甚事蠶桑紡績。故布帛皆貴於他郡。という。

④⑨ 攬戸については、新安志・宋会要などに、興味ある記事が見られ、日野氏も専考を予定されているようだが、確に注意すべき問題を含む。代表例は、蒙齋集・卷二・知徽州奏便民五事状の又考究自来攬戸之弊。其受於稅戸也、則昂其直。及買諸機戸也、則損其直。をあげ得よう。

⑤⑩ 鞠清遠、唐宋官私工業、七〇頁。

⑤⑪ 例えば夷堅志・丁・卷六・張翁殺蚕には、乾道八年には、信州で桑葉が驟に値上りし、一斤百銭になったと言われる。桑の葉だけを養蚕農家に売るために商品として栽培していたかどうかは不明だが、それが一定の条件下で商品になることは、同じ

夷堅志・甲・卷五・江陰氏や茅亭客話・卷十にもみえる。

⑤⑫ 柳田氏、前掲論文、一〇〇一頁。

⑤⑬ 夷堅志・乙・卷十五、蠶染工、丙・卷十一、牛蠶夢、あるいは注⑤⑭

⑤⑭ こうした事態に対処するため、宣和六年四月四日。（前略）詔。令尚書省立法。尚書省修到、諸外任官、自置機杼、或令機戸、織造匹帛者、各徒二年。計所利、贓重者、以自盜論、仍並許越訴。從之。（會要、刑法二ノ九一）、といった禁制がしかれるが、こういう法令は実効は殆どなく、逆に官員の利殖が多かったことを推測させる。（同様記事は會要・刑法二ノ四五にもみえる）

⑤⑮ 太平広記・卷二四三・何明遠。

⑤⑯ 周藤吉之、南宋の苧麻布生産とその流通過程。（宋代經濟史研究所取）

⑤⑰ 淨德集・卷四・奉使回奏十事状には、成都路販運司、逐年下六州軍、買官布七十万、四并十一月支錢、至次年六月取納、並係上三等稅戸名下、均定取買。因其田稅多寡而科所売之數。名雖和買、實則配率。行之已久、習以為常。とあり、七十万疋の布が和買の形で徴収されていた。ことが知られるこれを第一表にあてはめても大きな狂いはない。

⑤⑱ 例えば鎮江府四県では六千六百匹の布が秋稅として納入された。が、越州・杭州・嚴州・明州・常州などでは正稅の中に入っていない。但し各地志の物産の条にはいろいろな布がのせられている。詳しくは周藤氏前掲論文参照。

⑤⑨ 太田氏前掲論文、頁九六。

⑥⑩ 張方平、樂全集・卷十八、對詔策、卷二十三、再上國計事など。なお、宋史・卷一八七・兵志によって、北宋歴代の禁・廂軍数を表示しておく。

	總數	禁軍	その他
開寶	三十七万八千	一九万三千	一八万五千
至道	六六万六千	三五万八千	三十万八千
天禧	九一万二千	四三万二千	四八万
慶曆	一二五万九千	八二万六千	四三万三千
治平	一一六万二千	六六万三千	四九万九千
熙寧		五六万八千	
元豐		六一万二千	

⑥⑪ 廂兵の一部についてみれば次の如くである。熙寧四年、樞密院言。不教閱廂軍撥併、各帶旧請外、今後招到者、並乞依本指揮新定請受。河北崇勝・河東雄猛・陝西保寧・京東奉化・京西壯武・淮南寧淮・各營菜錢一百・月糧二石・春衣絹二疋・布半匹・錢（恐らく隨衣錢）一千・冬衣絹二疋・紬半疋・錢一千・綿十二兩。兩浙崇節・江東勁勇・荆南北宣節・福建保節・広東西清化・除醬菜錢不支外、余如六路。川四路克寧已上、各小鉄錢一千・糧二石・春衣絹一疋・小鉄錢十千・冬衣絹一疋・紬一疋・綿八兩・小鉄錢五千。並從之。（宋史・卷一九四・兵志、廩給之制）

⑥⑫ 大中祥符八年七月、詔。并州置場、中買軍人所給衣賜。初言事者称、并州軍衣、歲給絹四万余疋。並自京釐送。如聞、軍中

得之、悉以貿易土施。起今、如有願中充入官者、每匹給錢千二百文。（會要・食貨六四ノ一九）

⑥⑬ 嘉祐五年二月壬申、知諫院唐介言、朝廷昨支定州羅軍糧絹五万、前知定州宋祁用一万、王素用四万、皆貿易河東。而素以所易布、配充与禁軍三十余指揮。（長編・卷一九一）。布が軍人に配完された場合、それを費用にむけるとして彼らが本来支給された絹はどうなったかを考える材料となる。

⑥⑭ 大中祥符三年八月、詔。皇城司言、察知京城市肆、以諸軍賜冬衣綿帛、其（或有誤謬）用錢貿易。不依宣命約束、每百不盈七十四五。有雖称省陌、由賈除錢三十。帝曰此可論周起、令府司申明約束。又曰、諸軍有營在京城外者、日赴教習、何暇貿易也。可特給暇三教日。（會要・食貨三七ノ五）

⑥⑮ 注⑥⑬、次の史料はもともと転運使が必要額以上に要求し、羨余が生じたとされているが、時期・場所を考えると、本来支給すべき絹を布にかえて、成績かせぎをし、あわせて自己の私服もこやしたものであろう。

大中祥符九年七月、河東転運使陳堯佐言。本路屯兵、旧以兩川軍運帛匹、充衣賜。今請、本路自備今年冬衣、以省綿絹五十余万、以為上供。丁謂曰、河東本無綿絹、非可籌画。此蓋転運司、每歲大計其數、故積羨爾。（長編・卷八七）

⑥⑯ 天聖七年、法寺裁定諸軍衣装。騎兵春冬衣各七事、步兵春衣七事、冬衣六事。敢質完者、重賞之法。（宋史・卷一九四・兵志）

⑥⑰ 宋會要・食貨六四ノ一二以下、建炎以來朝野雜記・甲集・卷

十四、などを参照。

①⑤ 蔡襄為三司使。以嘉祐七年明堂支費數為準。每遇大禮、依附封樁。仍乞遣朝臣詣路、剗發錢帛、至今行之。其支賜度錢九十六萬二千余貫・銀三十五萬四千六百三十余兩・絹一百二十萬八百余匹・綢四十萬一百余匹・金六千七百七十兩・第二等生衣物、計錢四十五萬貫・錦綾羅鹿胎透背等、計錢九萬九千八百余貫・絲三十八萬八千兩・緜一百四十二萬八千余兩。

①⑥ 建隆二年二月、長春節、太尉宰臣范質、率文武百官、詣広政殿上寿。賜群臣衣各一襲。（會要・礼五七ノ一六）

①⑦ 會要・礼六二ノ一三以下。文武最高官僚・元老クラスでは、紫潤羅の公服・紅羅の刺繡の入った褄と抱肚・小綾の汗衫と勒帛・熟線綾の夾袴の六品目が与えられた。

①⑧ 會要・礼六二ノ一にも、建隆三年十月、始賜文武常參官冬服。先是、累朝以来、止賜符相・翰林学士・諸軍大校。至是、太祖謂侍臣曰、冬服不賜百官、甚無謂也。宜並賜之。以冬十月乙酉朔、賜文武常參官時服。自後隨為定制。とある。

①⑨ 會要・礼六二ノ三以下。宰相・樞密使・三師・三公・親文殿大学士・殿前都指揮使などの最高クラスで、潤羅の公服・繡の抱肚・黄緞の汗衫・熟線綾の夾袴・小綾の勒帛と銀袋扇子を夏に、紫潤羅夾公服・天下染暈錦の寬錦袍・小綾の汗衫と勒帛・熟線綾の夾袴が冬に与えられた。

①⑩ その一部は注③④参照。

①⑪ 長編・卷四一一・元祐三年五月辛酉。そのほか、卷五〇五、元符二年正月など。

①⑫ 長編・卷一一、開宝三年十一月癸亥の条で、太祖は、我以二十四絹、購一契丹首。其精兵不過十万。止不過費我二百万正絹、則契丹尽矣。と言っている。一級・絹二十疋、大体二十貫文が恩賞の標準として守られていたようである。西南夷討伐の例ではあるが、元豊四年八月丙子。如殺到乞弟以下蛮兵、每級賞絹二十疋・夷兵十五疋、小首領三十疋、大首領六十疋。（長編・卷三一五）なども参考になろう。また招納の場合も同じであったことは、長編・卷三一七、元豊四年十月乙卯の条にみえる。

①⑬ 慶曆元年二月丙戌の条に、内潘原隰郭下西網行人十余家とある。（長編・卷一三一）

①⑭ 長編・卷三四一、元豊六年十二月癸未、卷三五〇、同七年十一月丁巳など。

①⑮ 簡単には、宋史全文卷三、太平興国三年十月、上初即位。幸左藏庫。視其儲積、語宰相曰、此金帛如山、何能尽。先帝無心勞慮、以經費為念、何其過也。於是、分左藏北庫、為内藏庫、并以講武殿後封樁庫、屬焉。改封樁庫、為景福内庫。初太祖制置封樁庫、欲贖幽薊、会晏駕不果。を參看。

①⑯ これも、宋史全文・卷七、天聖元年春正月にひかれた、講義曰が要領良く説明している。我朝之財、始藏於天禧祥符。再藏於宝元慶曆。自禱祠之事與而宮室之役起、内之帑藏稍已空竭、則省浮費之策、不得不申明於天聖之年也。自元昊叛於西、契丹優於北、外之財用、不免告匱、則節冗費之說、不得不乘曲於慶曆之日也。

①⑰ 景祐四年春正月甲午、内藏庫主者言。歲出緡錢六十万、以助

三司。蓋始於天禧三年十二月。時詔書、切戒三司、毋得復有假貸。自明道二年、距今纔四年、而所借錢帛凡九百十七萬二千有餘。(長編・卷一〇)とあるが、関連記事から、内蔵から出した錢・帛の大部分は糶本にまわされていたことは間違いない。なお別に、至和二年十一月己未(長編・卷一八)、嘉祐元年十月丁卯(長編・卷一八四)、なども当時の糶法の実際を知る上で参考になる。

81 公使錢については別に發表を予定しているが、さしあたっては、宮崎市定、胥吏の陪備を中心として、——中国官吏生活の一面——(アジア史研究第三所収)参照。

82 熙寧五年正月己亥、賜河東經略司銀絹各二十万。召人賒買、取本息、封樁。以備辺費。(長編・卷二二九)や熙寧五年四月壬子、詔三司、出紬絹百万、付陝西四路經略司、變易以備辺用。(長編二二二)など、その例は他にも多い。

83 熙寧五年五月癸巳(長編卷二二三)、同六月甲戌(卷二三四)などの各条。

84 歐陽文忠公全集・卷百十五、河東奉使奏草上、乞減配売銀五万兩状、再乞減配銀状。その中で、河東路転運司、近準三司、從京支撥得銀十萬兩、於本路州軍配売見錢。と大勢をのべ、寧化軍を例として、看詳、本軍人戸全少。城郭主客十等共三十四戸、内五等以上只十五戸。(中略)去年共配銀三百兩、数月枷棒催驅、方能了納。今年所配一千兩。(中略)民間難得錢時、可惜虛困民力、と言っている。

85 韓琦・安陽集・卷九、臣勘会、転運司昨將山東絹、配売与諸

州軍坊郭等第人戸。每一匹估錢一貫五百二十文至一貫六百文以來、限半年納錢。尚近下等第人戸、有破壳家財、方能貼送納了当者。

86 熙寧三年四月乙丑。給度僧牒五百、付秦鳳路。經略使李師中言、制置招納審部、及募敢士、須金帛、以備支費。三司乞賜銀絹各五千。上批銀絹必不免科散坊郭戸。乃以度僧牒、賜之。(長編・卷二一〇)

87 皇祐四年七月。三司言、開封府諸泉第四等以上戸、歲市草三百万束。請以登・萊州端布每疋折餉一千三百六十・沂州布一千一百文。(会要・食貨三九ノ二九)や熙寧八年五月。省司契勘京東路・淮陽軍・徐州、每年起發布共七万疋上供。除三千疋充軍裝外、有六万七千疋、充折府界諸泉上三等人戸体量買草。兼勘会近準朝旨、白馬・管城・韋城・胙城・新鄭五泉、隸府界。其添買草數、所用布帛數多。(会要・食貨五二ノ三三)など参照。

88 天聖八年三月。開封府言。京城沿穢、郷莊人戸、般載到柴草、入城貨売不少。多被在京官私牙人、出城撿買、預先商量、作定餉例。(会要・食貨三七ノ一二)

89 日野開三郎、注④論文。

90 元祐三年三月。(前略)板橋有西北數路商賈之交易。其絲綿緜帛、又蕃商所欲之貨。(長編・卷四〇九)

91 絹一疋の規格は、地方により、また正税・和買によって多少の差はあったが、巾二尺五寸・長さ四十一・四十二尺・重さ十一・十三兩が基準であった。周藤氏、食貨志誤注、布帛の注二三、

他に会要・食貨六四ノ三二、六四ノ三四、七〇ノ五九などを參照。

⑨ 建隆二年二月。旧制、竊盜贓滿絹三匹者、棄市。己丑、改爲錢三千、其陌八十。（長編・卷二）や長編・卷三、建隆三年二月己亥、同年十二月庚寅などの各条。

⑩ 慶曆三年八月、三司言。左藏庫支用見錢浩大。不稟詳条約、用絹充折。（中略）詔、今後、勅葬支使、依例用見錢外、凡御前取索、並依臨時所降指揮。余支賜錢、並依旧条。一応文武臣僚差出外支盤纏・皇族迎嫁繫親下定諸般例物並勾当行人錢、看經道場齋料等餽錢・僧道等身死孝道等錢・宣葬勅葬并諸般支賜錢・皇親房臥折諸物色餽錢・并繫親折銀馬餽錢・官員使臣身亡孝贈御前支賜・並内外中不顯出名目取索・製造諸般生活了當恩沢錢、以上并用絹折。（会要・食貨五一ノ二四）

第二章 布帛和預買をめぐる諸問題

私がここで和預買紬絹の問題をとりあげるのは次の理由による。周知のように、宋王朝は兩税制による租稅徵集体系とは別に、主として専売制度による現錢徵集体系を確立し、中央集権独裁制の大きな財政的基盤としたが、他方、国政運営上の必需物品——米穀・布帛・兵器の材料などから、紙・墨に至るまで——の多くを、和買——現錢を支給して、合意のうえ民間から買上げる——制度によって調達

していた。この和買は、ここでふれる布帛などの場合、兩税体系に次第に接近し、南宋に入ると租稅化してしまうのであるが、こうした和買制度乃至その変遷は、宋王朝あるいは宋の社会の性格を考えてゆくうえで、見逃せぬ問題を含んでいる。列挙すれば、

(一) 何故政府は全国的に、原則として多額の現錢を支払って物品を調達しなければならなかったのか。換言すれば、特に米穀・布帛などの場合、直接、増税という形で、兩税徵集体系の強化が何故はかれなかったか。

(二) 年間和買として多額に支給される現錢は、どの範圍まで流通したのか。

(三) 和預買紬絹の租稅化の過程は、単に農民の一層の搾取強化・貧窮化という面のみからみて良いものかどうか。北宋・南宋の生産力の差とか、巨視的にみた発展といったことは考えなくても良いのか。

(四) 南宋に入つて、和預買紬絹の一部が錢納化——折帛錢——されるが、(二)とも関連して、貨幣經濟の浸透という観点からもう一度考えてみる必要がありはしないか。

(五) 和買政策と商人の問題

などが、さしあたつて提示される。このすべてをすぐにと
きあかすことは出来ぬが、こうした疑問をふまえて、日
野・曾我部両氏の論考をよみ直し、とりあえず北宋に限つ
て、まず制度史的側面、及びそれから発展する問題につい
て、若干の考察を加え、両先達の穴をうめることにする。

なお和買紬絹と預買紬絹は混同され、あるいは統けて和
預買紬絹と呼ばれたりするが、行論上は、日野氏が指摘さ
れるように、和買紬絹の運営上の一形体が預買紬絹で、そ
れが普遍化するに従い、和預買紬絹が一つの概念となつた
とする立場に従つておく。

預買紬絹は、春の端境期、農民が欠乏の時に、政府が現
金を貸与し、夏期或は秋に絹・紬の現物を銭額だけ納入さ
せる、いわば政府による前貸織物生産である。中央の政策
として預買紬絹制が開始されたのは、第二代太宗治世の末
年で、全国統一が漸く完了し、中央政府の威令が地方にも
浸透し、五代の地方的諸政策が姿を消しはじめた時期に当
り、また、地方官員が自己の裁量で、部分的に施行して、
或る程度の効果をあげた政策を、中央で改めて広範に採用
したものであり、この点のちの青苗法・募役法などと軌を

一にする制度であつた。預買紬絹制度の、少くとも当初の
主要な目的は、日野氏の論説にもあるように、貨幣経済の
一層の発展、それに伴う豪民の高利貸支配から、宋王朝の
大きな経済基盤と意識されていた中・小自営農民層を保護
することにあつた。

預買紬絹の法令上の規定は、慶元条法事類に次のように
みえる。

諸県散_レ預買紬絹餉錢、(前)期録_レ應用条制、及以_レ鄉村排定
應_レ給日分、曉示。於_レ正月十五日以前給散。本條三戶以上者
一保官戶減半。
(不_レ給州縣吏人)令佐親臨、各限_レ當日_レ畢、(本州具_レ逐縣給
散訖月日、申_レ轉運司、類聚保明聞奏)不得_レ剋_レ納欠負。
諸給_レ預買紬絹餉錢、本県以_レ老弊都數、及逋等台均人戶、并每
戶匹數、於_レ前期一月、曉_レ防示(曉示)。其排定應_レ給日分、仍
於_レ城寨鄉村要會處、曉諭、令_レ人戶赴_レ官請領、即不得_レ差_レ公
人_レ下_レ郷。(慶元条法事類・卷四十八・賦役門二)

この法令は宋会要の記事などと照合して、北宋末、徽宗
の初年に出来上つたものが、条法事類にのせられ、しかも
南宋中期には恐らくすでに空文化していたと推測されるが、
制度のあらましをつかむことはできる。

年 月 日

即ち『或る一定額の紬絹を買上げるべき本銭が県單位に支給され、県では各郷村の都別に戸等に應じて戸毎に疋数をわりあて、一ヶ月前に榜示し、本銭支給日を定めて、その日には人戸の方から受取りに県に赴く、本銭支給は一月十五日以前に終らねばならぬ。』という点が判るが、郷村の希望者のみではなく、戸等に應ずる割当になって居り、また都市の居住者にも割当が行われていた痕跡がみえる。

一方、貸付を受ける人民側では、恐らく、最初は里或は隣が、保甲法実施以後は保が単位となつて連帯保証人を作られ、本銭給付をうけた。慶元条法事類は保証書式をあげているが、そこでは小保長（十家の長）が責任者とされている。

請預買紬絹錢保状

某郷某村小保長姓名（姓名有等）

今且保内逐等人戸請某年分預買紬或絹等錢如後。

開本保内逐等人戸姓名及合請匹數（其逐等所請錢數多

少及紬絹之類、自依本県久例均敷。）

右某等通相委保各無假名及卑幼、蒙昧尊長、承請、兼無

夾帶州縣吏人在内、如有逃亡、同保人甘當填納、不詞。

謹具申聞、謹狀。

預買絹の価格は、太宗淳化年間から、神宗熙寧に至るまでは、絹一疋について千錢（一緡・一貫）が標準レートであったが、元豊年間に全般的な物価値上りに必ずしも即したとはいへぬ価格改訂がなされ絹・紬は毎疋それぞれ、八百五十・七百元に、絲・綿（まわた）はそれぞれ毎両六十五・三十五文と定められた。預買紬絹の現物は、夏税の納入期にともなう徴集されるのが普通であったが、乾道・咸淳臨安志は、秋税の項に和預買紬絹をのせるから、秋税とともに徴集される地方もあったと考えられる。

預買紬絹は先にあげた理想とうらはらに、真宗時代からすでに、強制割当（均配）の傾向を持ち、更に元豊の法令では豪民・兼併家を多く含む上三等戸に均敷するということように貧窮小農民救済の前貸資金貸付という色あいは薄くなっている。それは預買紬絹が農村を離れて都市居住者（坊郭戸）に割当てられていることからもうかがわれる。農村両税徴集体系の枠外にあった都市居住者には、別途の租税を支払わされていたが、政府必需品を強制割当で徴発される「科配」「配率」もその一つであった。この中に布帛も

含まれていたことが予想され、預買紬絹の普及とともに、坊郭戸もこの制度にくみ入れられていったと考えられる。

大觀二年十一月二十四日。詔。和預買多俵。坊郭遊手兼併之戸、而減數於鄉村蚕織之家。敦本抑末之道也。(中略)有興仁

府一戸万延嗣、家業一十四万二千貫。歲均二千余匹。(會要・食貨三十八ノ七)

はその代表例であり、青苗錢本としての絹・羅本としての絹・銀の坊郭戸への強制配売の例でみられるように、物力(財産高)に応じて絹・紬が割当てられたとして誤りない。坊郭戸への和預買紬絹は南宋に入っても広くみられるが、これは絹の流通・商人の活動という側面からも注意しておかねばなるまい。

預買法実施以前の和買紬絹制度の実体は史料的に明確に裏付けにくい^⑩が、淳化年間以前にも四川では年々布帛類が、和買によって買上げられ、それと利害を異にした商人の動きがあつたことが知られる^⑪。兩税としての絹帛以外に、織物の盛んな州軍では、政府が一定時期に買上場を設けて、商人又は農民から直接に布帛を買上げていたと想定して良いと思う。和買から預買への移行は、春期には現錢不足に

悩み、夏・秋には生産物をかかえ、或は豪民・商人に買い叩かれ、和買場などでは胥吏の中間搾取を受ける農民を、政府権力が一応保護しようという意味をたしかに持っていた。太宗末河北ではじまった預買紬絹法が急速に各地に拡ったのは、そうしたプラスの面の結果と考えられる。預買紬絹の施行地域は、京東・河北・京西・淮南・江南・兩浙・成都・梓州・荊湖北路と、当時の主要絹織物生産地全域に及んでいる。但し、一路の中でも地域差は大きく、兩浙を例にとれば、臨安を含む杭州、紹興府を含む越州にその大部分が集中し^⑫、秀州などの全くない州県もあつたのである。和買紬絹の額は、仁宗景祐年間に百九十万疋、十年のちの慶曆六年には三百万疋と言われるから^⑬、宋会要の政府総入の絹紬合計約六百五十七万疋の半数近くが預和買であつたことになる。各路別では、徽宗初年に、京東東西路四十万疋、河北東西路三十万疋、京西南北路・淮南東西路が各十万疋、兩浙路十万疋と記録され^⑭、江西十州軍で五十万疋とも言われる^⑮。兩浙路十万疋は少なすぎ、二十余年のちの南宋初期に浙東のみで九十万疋とある点からみて当然もつと多かつたろう。これらに江東・四川の大産地を加えれば、

矢張り三百万を越す和預買絹額が数えられよう。

次に、和預買絹額が強制買付になり、次第に税金化する過程を検討したい。

預買絹額は本来、本銭を支給するが、それは市価より割高であるべきであって、事実真宗中期には一疋八百文の絹には千文（一貫）、六百文の絹には八百文が支給されていた。¹⁸⁾ところが増加の一途を辿る官僚、封禪その他虚礼による出費、加えて西北二辺の軍事費の鰻上りの増加などによって、政府は多額の現銭を必要とするようになる。主に専売益金・商税などで徴集された現銭が和預買本銭にまわされるわけだが、政府に現銭が欠乏し、逆に絹の必要量が増加すると、恩恵の制度に変化が生じるのは当然である。曾我部氏は、仁宗宝元年間、趙元昊（西夏）興起以来、預買本銭が七割の塩、三割の銭に代り、ついで王安石新法施行とともに、五割の息銭まで徴集され、徽宗崇寧年間、蔡京の塩法改革に伴って七割の塩支給を中止し、三割の銭も支給せず、全く租税化したと述べておられる。なるほど

江西和預買絹額、歳五十万疋。旧以錢塩三七分預給。自塩鈔法行、不復給塩。令一転運司、尽給以錢、而卒無有。（宋

史・食貨志、布帛）

や、「嘉定鎮江志」、「会稽續志」の和買の条などの記述に従えば、和預買絹額は氏の言われるような変遷をとったことになる。ところで江西路は淮南塩の販売地分であるが、塩政上問題の多い地域であった。宋会要は、慶暦年間に江西では多く、塩で絹額を支払っているが、これは小民の弊害になるから、現銭を支払うようにとの詔を載せ、包拯はそれが実行されぬことに不満を表明しているし、また熙寧年間、袁州で和買絹額が塩で支給されているのを諸路の例に依って、每疋千銭を支払うようにとの市易司の上奏が裁可されていることや、江東路でも本銭の代りに三分塩が支給されている点などからみて、江南東西路に於ては相当程度、和預買絹本銭として塩が支給されていたことを認めることができる。

預買絹額と同じく、春期農民の困乏期に、塩を支給し、蚕熟の後に銭を返還させる蚕塩の制が宋初より存した。その施行地域などについても今少し詳細に調べる必要があるが、ある地域では、蚕塩と預買絹額は当然重複していた。

元祐元年十二月乙酉朔濟州請以蚕塩隨預買絹額同散。

以免下戸往復請給之勞。從之。(長編卷三九三)

は預買絹の本錢と蚕塩の塩を同時に人民に与えたと解される例だが、若し預買紬絹本錢が塩で与えられたとすればどうなるか。農民の塩消費には限界があり、蚕塩あるいは預買紬絹本錢に代る塩と塩ばかり必要以上に渡されても仕方があるまい。また仮に、年間三百万疋の預買絹の価格を三百万緡として、その七割二百万緡が塩で支給されたとする、これは塩政の上でもある程度の変化を惹起する筈だが、そうしたことを示す史料は未だ見付け得ない。むしろ、元豊六年に河北に錢三十万緡を支出して、絹紬を預買させたこと、^⑧元祐元年には京西路に二十万緡を支出したことなどから、江西・江東の特殊地域以外では、はじめの主旨により、ともかくも本錢支給の預買紬絹が行われていたと考える方が妥当であろう。

北宋時代の預買紬絹についていま一つ考えねばならぬ点に青苗法との関連性がある。熙寧二年、王安石新法の重要な政策として開始された青苗法は、旧来の常平法を改良し、春の端境期に農民に錢を貸与し、二割の利息をとって秋冬に穀物を納入せしめるものであって、地主・商人の高利貸

支配から農民を救わんと意図したものであった。この点青苗法は基本的に預買紬絹・蚕塩法とも関連性を持ち、当時にあっても呂惠卿は両者の主旨は同じと考えている。^⑨さすれば、或る地方の農民は青苗・預買紬絹・蚕塩の三つの政府前貸資金貸付の支配下におかれることになり、韓琦の上奏文などをみるとそうした事実も存在した。^⑩この三つの政策を通して、北宋時代には貨幣経済が農村の内部にまで、相当深く侵入し、それに伴って、農村内の階級分化も進行し、政府は豪民の手から農民を救うために次々と前貸政策を行ったが、結局は成功せず、預買紬絹の如きは却って租税化して、農民を搾取する方向に進んだという大勢が看取できる。

なお宋史食貨志布帛では王広淵らが和買紬絹に名を借りて、本錢前貸を強制的に行い、更に五割の利息をとったことをのせ、^⑪文献通考はこれを批判して、その非理を責めている。王安石新法失敗の一因は、明らかに実施に際して人を得なかつたことにあり、王広淵なども目先の利己慾に奔った一人であり、点数かせぎのため、預買紬絹施行の局にあたって、利息をとったことは一時的には認められるが、

それ以後、預買紬絹が五割の利息を徴集するようになったとは認め難い。

太宗末年から、明らかに本錢支給がとまった徽宗まで百年、預買紬絹政策政府の前貸資本によって、農民の一部は兼併家の手を逃れて生産に従事出来たこともあろうし、別の面から考えれば、強制割当て、貸付徴集の際の官・胥の中間搾取といったことで、却って生産が抑圧されたかも知れない。その功罪はもつと広い立場にたつて決めるべきであるが、南宋に入って江北の大部を失つた王朝が、増税に悩みつつも百五十年存続したことを考えると、預買紬絹のような政策もマイナス面ばかりとは考えられない。

宋会要は徽宗時代に入ると、和預買紬絹について、規定月日までに正規の本錢を支給することか、胥吏などの不正行為を戒める禁令を多く載せるようになる。^⑤これは逆に和預買紬絹の弊害——特に白著と呼ばれる無償とりたて——が漸く一般化したことを物語る。ここに至つて和預買紬絹は租税化し、南宋にひきつがれるわけであるが、常識的にみて宋王朝の権力が相対的に弱まった時期にそうした傾向があらわれ、大きな抵抗もなく租税化してしまふという点

にも若干問題は残る。これについては改めて考えてみることにしたい。

和預買紬絹を商人の活動という面から眺めて、一まずこの稿の結びにかえておきたい。法令上は、和買は、次の如く定められていた。

諸供官之物、転運司預度出產処、計置價錢、下本州選官、体訪所產多寡、約數、於要便處置場、作料次請錢、比市價、量添價和買、召人中売、即願先老年、召保、請錢、認數中売者、聽非出產、或所產數少、或偶闕、即申本司、下出產多處貼買。（慶元条法事類・卷四十八、科敷、閔市令）

だが、実際には、その地方に出産せぬものを強制的に割当てるのが通例で、和預買紬絹として、すでにみたように例外ではなかった。北宋末兩浙地方では、毎年度の和預買絹が、紬絹を産しない州県にまで均等割されてくるために、商人の恰好の活動基盤となり、人民は彼らから高価に絹を買わねばならなかった。^⑥特に蘇州・秀州では夏税としての布帛さえも、商人が杭州・湖州などから運んだものを買って求めて納入させられ、弊害のため、三等戸以下から錢を徴

取し、政府が布帛出產州県より和買するようにされている^④し、同じような例は衢州常山県でもみえる。しかし布帛を産せぬ州県にも和預買絹を強制することは南宋にも続き人民を苦しめたが、逆に商人には儲け口となっていた。また坊郭戸に和・預買絹が均配されると、これも商人に依存しなければならなくなる。こうした政策に寄生して、中間利潤を搾取る政商の存在は、宋代の商業を考える上からも十分注意しておかねばなるまい。なる程、東京夢華録や夢梁録などにみえる華やかな都市市民の日常生活と密着した、数多の小商人層があったことも事実であり、宮崎市定氏もそれを指摘されているが、ヨーロッパの遠隔地貿易にも比すべき、大資本を持ち、広い行動半径で、商業活動に従事したのは、塩・茶の専売はいうまでもなく、和糴・和預買、その他の和買から、辺境の市糴糧草、先にのべた恩賜や糴本の金銀絹紬売買に至るまで、何らかの形で、官に寄生し、独裁君主体制に密接に結びついた商人層——その意味における政商——が圧倒的ではなかったろうか。政商達は、また決して士大夫官僚階級と分離したものではなく、その分身であり常に何らかの縁でつながれている。彼らと地方官

中央高官は親族縁者あるいは地縁関係で結ばれていたことがむしろ普通であった。宋代の都市の繁栄、商業の著しい発展という現象の中にひそむ中国的な特性を更に追及する必要があると思う。

① 前条は宋会要・食貨三八ノ四、建中靖国元年一月十九日に同文がみえる。括弧内はそれによって補正した。

② 乾道四年冬十有二月。(前略) 祕書郎孫逢吉言、和買為民間白著之賦。雖正月給散本錢之法、尚載令甲、而人戸鈔旁、亦有見錢請給之文。然上下皆知其為文具也。(会要・食貨六四ノ三七)

③ 和買絹の和が示すように、本来は希望者から買上げ、また預買すべきものであったが、最初から強制割付になり易かった。天聖二年四月四日。工部侍郎知池州李虛己言、天下州県、毎年春初、預支官錢、和買紬絹。頗聞煩擾。乞不更行均配。詔、今後支紬絹備錢、並取人戶情願。其不出產州軍、不得一例抑配。(会要・食貨六四ノ二〇)

④ 大中祥符九年正月壬申。苑内藏庫錢二千貫、令三司、預市紬絹、以濟京東西路之乏。時青齊間、絹直八百・紬六百、官給絹直一千・紬八百。(長編・卷八六)、熙寧三年、和買紬絹、增數抑配。率千錢課絹一匹。(宋史・食貨志・布帛) など。

⑤ 元豐元年正月十七日。詔三司、裁定諸路預買足帛備。(会要・食貨三八ノ三) その具体的内容は、隆興二年八月二十六日。(前略) 杜華老又言。和買物帛、掇元豐法、並支本錢。絹每疋

八百五十文・紬每疋七百文・絲每兩六十五文・綿每兩三十五文。當時欲優恤民間、預於正月十五日己前、先支入戸、於上三等均敷、候起催夏稅日送納。（會要・食貨三八ノ二二）、これもがもし足錢で、それ以前の一定千錢が實質的に省百の八百錢であれば若干増額となるが、これも省百であれば値下げとなる。

⑥ 前注③⑤參照。

⑦ 熙寧四年六月庚申、劉摯言、（中略）然坊郭十等戸、自来已是承応官中配買之物、及畿饑盜賊・河防城壘・緩急科率、郡県頼之。（長編・卷二二四）

⑧ なお、崇寧中、諸路預買、令所產州縣民及城郭戸、並準費力高下、等差均給。（宋史・食貨志・布帛）など。

⑨ 前注⑭⑮參照。

⑩ 開宝三年四月己卯、又詔諸州、凡絲綿紬絹麻布香葉毛翎箭等皮革筋角等、所在約支二年之用、勿得広其科市、以致煩民。（長編・卷十一）によつても布帛和買の存在はうかがえよう。

⑪ 淳化元年八月、詔、川峽諸州、官歲市絲綿紬布絹帛等、不能充旧貫。蓋賈人利市、侵其利。自今嚴禁之。限詔到、賈人先所市者、悉送所在官。官以市餉償之、歲匿者寬於法。（會要・食貨六四ノ一七）

⑫ 慶曆二年正月、知慶州范仲淹（中略）臣前知越州。每歲納稅絹十二万・和買絹三十万。（長編・卷一三五）、建炎改元、上疏曰、（中略）如浙東和預買絹、歲九十七万六千疋、而越州乃二十万五千匹。以一路計之、當十之三。如杭州歲起之額、蓋与越州等。（宋史・卷三三二、翟汝文伝）、（前略）以龍圖閣學士、

知杭州。浙部和買絹、杭独居十三。戸有至數百匹者。閣請均之他郡。（宋史・卷三五三、張開伝）などを參照。

⑬ 注⑭參看。

⑭ 慶曆七年十二月、景祐中。天下預買紬絹一百九十万疋。去年至買三百万疋。（長編・卷一六一）

⑮ 會要・食貨三八ノ四、建中靖國元年十月二十三日の条。

⑯ 江西和買紬絹、歲五十万疋。（宋史・食貨志、布帛）

⑰ 注⑱參照。

⑱ 注④參照。

⑲ 慶曆七年十一月二十八日。詔、（中略）江西一路、多以塩充折絹餉、虧損小民。軫運司今後須管支見錢和買。（會要・食貨六四ノ二四）

⑳ 包公奏議・卷七、論江西和買絹。

㉑ 熙寧八年十月二日。都提舉市易司言。袁州和買紬絹、旧以塩準折。今乞依諸路例、每疋給錢千、從本司遣官、抱合支塩數、以末塩鈔、赴州出売。從之。（長編・卷二六九）

㉒ 元豐七年四月壬申、權提点河北東路刑獄李仲甫言、兩浙路歲散和買紬絹錢、乞依江東例、止用旧十分之三給塩。下本路軫運塩事司相度。（長編・卷三四五）

㉓ 元豐六年三月己卯。詔。借支河北提舉司寬剩錢三十万緡、付軫運司、預買紬絹。（長編・卷三三四）

㉔ 元祐元年閏二月。戸部言、京西路軫運司奏、本路諸州軍逐年支依預買錢各闕乏。欲乞於本路南北提舉司、借錢二十万貫、依散。（長編・卷三三八）

②⑤ 呂惠卿在遼英言、今預買紬絹、亦青苗之比。(范)鎮曰、預買亦弊法也。若府庫有余、當并去之。(宋史・卷三一七、范鎮傳)

②⑥ 熙寧三年三月四日。(前略)況今天下田稅已重、固非周札什一之法。則又隨畝更有農具牛皮鹽錢麩錢鞋錢之類凡十余名件、謂之雜錢。每夏秋起納。官中更以紬絹斛斗、低估價值、令民以雜錢折納。又每歲散官鹽与民、謂之蠶鹽、折納絹帛。更有預買和買紬絹。如此之類、不可悉舉。(會要・食貨四ノ二七)

②⑦ 熙寧三年。(中略)王広淵輩、仮和買紬絹之名、配以錢、而取其五分之息。(宋史・食貨志、布帛)、あるいは會要・食貨三七ノ一三、熙寧三年正月二十三日の条など。

②⑧ (前略)至和買、則官以錢買民之紬絹而已。息錢惡從出。蓋當時言利小人、如王広淵(淵誤作廉)輩以千錢配民、課絹一匹。其後匹絹、令輸錢一千五百、是仮和買紬絹之名、配以錢、而取其五分之息。(文獻通考・市糶考)、ほかに、周藤氏、食貨志記注、布帛・注八六參照。

②⑨ 崇寧元年二月二十六日、政和元年三月二十一日、宣和三年五

月八日、六年八月二十一日、七年十二月十九日(いずれも會要・食貨三八ノ四から一)などの各条。

③⑩ 崇寧四年六月二十二日。尚書省劄子。訪聞、兩浙路每歲和預買紬絹、並不行下出產州軍計置、多是科於不係出產州軍和買、致使客人規利與販前去。計会公吏、乞取錢物、敲加催督。人戸不費用費備、於客人処取買中官。以苟免罪戾。(會要・食貨三八ノ四)

③⑪ 程俱・北山小集、卷三十七、乞免秀州和買絹奏狀、蓋祖宗以來、以秀州不產桑蚕、故雖夏稅紬絹、尚止令上戸、送納本色。第三等以下人戸、皆折錢入官。轉運司却於出產絲蚕処、置場取買、以足歲額。豈聞稅絹之外、更加和買。

③⑫ 紹興二年六月二十二日。倉部員外郎成大亨言、衢州常山泉夏稅及預買本色絹、緣非土產。逐年人戸、並於外州取買、回巢送納、非便。(會要・食貨七〇ノ三三)

③⑬ 宮崎市定、中国近世における生業資本の貸借について。(『東洋史研究』十一ノ一)

(京都大学研修員)

Formation of *Ogyû Sorai's* 荻生徂徠 Learning and the Chinese Thought

—especially on “*Keien-zuihitsu*” 護園隨筆—

by

Kanji Imanaka

Restorationism and archaism, *Ogyû Sorai* 荻生徂徠 created against *Ito Jinsai* 伊藤仁齋 from the end of *Genroku* 元祿 to the beginning of *Kyôho* 享保, have been said to be the utilitarian politics and literature without precedent in the Chinese history of Confucianism and literature. In fact, he himself said that he owed, if any, only to *Li-p'an-lung* 李攀龍 or *Wang-shih-chêng* 王世貞 in the *Ming* 明 dynasty, but judging from his works, “*Keien-zuihitsu*” 護園隨筆 or “*Sorai-monjû*” 徂徠文集, in which almost all the Chinese classics were quoted, the formation of his learning cannot be considered without the influence of the Chinese confucianism and literature. The study of his learning, based on the deep understanding and criticism of the Chinese thought or literature, should be started from this point; his works, “*Ben-dô*” 弁道, “*Ben-mei*” 弁名 and “*Rongo-chô*” 論語徵, were the results of his established learning, but they have no indication of the Chinese source on which his learning was based. “*Keien-zuihitsu*” and “*Sorai-monjû*” would be the most important treasury for our study of the formation of *Sorai's* learning.

Texture in *Sung* 宋 and Financial Problems

by

Kaoru Umehara

Political centralism after the *Sung* 宋 dynasty created the establishment of a nation-wide common market and the wide activity of merchants.

This article treats the most important commodities of Hemp

and silk mainly in relation to the state finance, as a basic operation to study the characteristic of the commerce in *Sung* and its importance in the Chinese history. In the northern *Sung* dynasty, a great deal of texture, especially silk, was paid to the national treasury every year. In this article at first we will analyse its sort, productive process, and use, showing its importance in the national treasury, then referring to the activity of merchants connected with the then collecting system which was characteristic of this era, by investigating the collecting system, *Huo-mai* 和買.

“Les propriétés conditionnelles” à Byzance

par

Haruyasu Yoneda

En parlant de la “féodalité byzantine”, nous devons signaler qu’il ne s’agit pas de la féodalité dans le sens strict du mot. Byzance, qui a maintenu les appareils bureaucratiques centralisés et les idées d’intérêt public jusqu’au dernier jour de son existence, n’a pas connu le lien de la fidélité mutuelle entre le souverain et ses vassaux comme l’Occident. Néanmoins, aux XI—XII^e siècles de Byzance, dont la caractéristique essentielle était le développement de la grande propriété foncière et l’asservissement de la paysannerie, il y a eu certaines “propriétés conditionnelles” valables pour combiner les grands propriétaires (laïques et aussi ecclésiastiques) au pouvoir central et pour contrôler celles-là de la part des empereurs. Ce sont, à mon avis, les “pronoia”, “kharistikion” et “arithmos”. Ce sont, réellement, plutôt la faveur des empereurs que les fiefs typiques de l’Occident. Le contenu de ces “propriétés conditionnelles” était, bref, la donation des paysans ou des revenus fiscaux dont les nombres étaient strictement fixés. La théorie n’a pas permis de créer la relation de la servitude (paroikia) entre les bénéficiaires et les paysans habitants les territoires confiés. Mais, pratiquement, une chose semblable n’était pas possible.

Dans cet article, j’ai essayé d’examiner la signification et l’état